

鹿教保第 75 号
令和 8 年 5 月 15 日
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

中学校・高等学校の運動部活動における適切な生徒引率について（通知）

今般、他県において、部活動の移動中に死傷者が出る痛ましい事故が発生しました。

中学校・高等学校の運動部活動における事故防止については、「中学校・高等学校における運動部活動での事故防止について」（平成 7 年 4 月 20 日付け 鹿教保第 95 号）及び「中学校・高等学校の運動部活動における適切な生徒引率について」（平成 19 年 9 月 6 日付け 鹿教保第 297 号）において、生徒引率における安全対策等及び適切な生徒引率について通知しているところです。

については、各学校において、これらの通知の趣旨を再確認するとともに、特に、下記事項についての指導を徹底してください。

記

- 1 対外運動競技等の参加は、原則として公共交通機関を利用すること。
- 2 学校長は、止むを得ず顧問等が、自家用車、レンタカーなどを使用しなければならない場合は、必ず事前承認を行うこととし、次の事項を徹底すること。
 - (1) 交通法令を守ること。
 - (2) 安全運転に細心の注意をはらうこと。
 - (3) 使用車両の保険契約状況や運行時間・距離などを把握し、必要な安全指導を行うこと。
- 3 部活動顧問が、保護者や部活動関係者等の車を借り上げて運転し、生徒を同乗させることがないようにすること。

連絡先 学校体育安全係 担当：川原 電話 099-286-5314 メールアドレス gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

鹿教保第 75 号
令和 8 年 5 月 15 日
(保健体育課扱い)

各県立学校長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

中学校・高等学校の運動部活動における適切な生徒引率について（通知）

今般、他県において、部活動の移動中に死傷者が出る痛ましい事故が発生しました。

中学校・高等学校の運動部活動における事故防止については、「中学校・高等学校における運動部活動での事故防止について」（平成 7 年 4 月 20 日付け 鹿教保第 95 号）及び「中学校・高等学校の運動部活動における適切な生徒引率について」（平成 19 年 9 月 6 日付け 鹿教保第 297 号）において、生徒引率における安全対策等及び適切な生徒引率について通知しているところです。

については、各学校において、これらの通知の趣旨を再確認するとともに、特に、下記事項についての指導を徹底してください。

記

- 1 対外運動競技等の参加は、原則として公共交通機関を利用すること。
- 2 学校長は、止むを得ず顧問等が、自家用車、レンタカーなどを使用しなければならない場合は、必ず事前承認を行うこととし、次の事項を徹底すること。
 - (1) 交通法令を守ること。
 - (2) 安全運転に細心の注意をはらうこと。
 - (3) 使用車両の保険契約状況や運行時間・距離などを把握し、必要な安全指導を行うこと。
- 3 部活動顧問が、保護者や部活動関係者等の車を借り上げて運転し、生徒を同乗させることがないようにすること。

連絡先

学校体育安全係 担当：川原

電話 099-286-5314

メールアドレス gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の分類基準表上の分類番号：「G-6-0（安全指導総括）」

鹿教保第 75 号
令和 8 年 5 月 15 日
(保健体育課扱い)

各教育事務所長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

中学校・高等学校の運動部活動における適切な生徒引率について（通知）

今般、他県において、部活動の移動中に死傷者が出る痛ましい事故が発生しました。

中学校・高等学校の運動部活動における事故防止については、「中学校・高等学校における運動部活動での事故防止について」（平成 7 年 4 月 20 日付け 鹿教保第 95 号）及び「中学校・高等学校の運動部活動における適切な生徒引率について」（平成 19 年 9 月 6 日付け 鹿教保第 297 号）において、生徒引率における安全対策等及び適切な生徒引率について通知しているところです。

については、各学校において、これらの通知の趣旨を再確認するとともに、特に、下記事項についての指導を徹底してください。

記

- 1 対外運動競技等の参加は、原則として公共交通機関を利用すること。
- 2 学校長は、止むを得ず顧問等が、自家用車、レンタカーなどを使用しなければならない場合は、必ず事前承認を行うこととし、次の事項を徹底すること。
 - (1) 交通法令を守ること。
 - (2) 安全運転に細心の注意をはらうこと。
 - (3) 使用車両の保険契約状況や運行時間・距離などを把握し、必要な安全指導を行うこと。
- 3 部活動顧問が、保護者や部活動関係者等の車を借り上げて運転し、生徒を同乗させることがないようにすること。

連絡先 学校体育安全係 担当：川原 電話 099-286-5314 メールアドレス gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

○中学校・高等学校における運動部活動での事故防止について (通知)

(平成7年4月20日 鹿教保第95号)
各市町村教育委員会教育長、各県立学校長あて 鹿児島県教育委員会教育長

運動部活動における安全対策については、かねてから留意しているところですが、依然として事故が発生していることは誠に遺憾であります。

ついては、「中学校・高等学校における運動部の事故防止について」(昭和55年5月2日付け、鹿教保第104号)や「体育活動における事故防止並びに交通安全指導の徹底について」(昭和61年5月29日付け、鹿教保第256号)などの通知を踏まえ、各学校における安全対策を再点検し、事故防止にさらに万全を期されるよう通知します。

特に、生徒を対外運動競技等に参加させる場合にあっては、学校長はあらかじめ活動計画を把握するとともに、安全対策については下記の事項に留意し、適切な指導をしてください。

なお、市町村教育委員会教育長にあっては、管下の各学校長に対し、この通知の趣旨徹底を図られるようお願いします。

記

- 1 対外運動競技等については、学校の教育計画に基づいて参加するものとし、生徒の参加方法や引率者を明確にすること。
- 2 校外で行う運動部活動については、活動の場所、日程、内容、交通手段等について保護者に事前に連絡し了解を得ておくとともに、活動種目によっては必要に応じて地元関係機関等に連絡しておくこと。
- 3 対外運動競技等の参加は、公共交通機関を利用することを原則とし、止むを得ず自家用車、レンタカーなどを使用する場合は、交通法令を守り、安全運転に細心の注意をはらうこと。

特に、学校長は、使用車両の保険契約状況や運行時間・距離などを把握し、必要な安全指導を行うこと。

〔参考〕

- ・ 関係通知写し別添 (省略)

○中学校・高等学校の運動部活動における適切な生徒引率について（通知）

平成19年9月6日鹿教保第297号
各市町村教育委員会教育長、各県立学校長、各教育
事務所（支所）長あて、鹿児島県教育委員会教育長

このことについては、「中学校・高等学校における運動部活動での事故防止について」（平成7年4月20日付け 鹿教保第95号）において、生徒引率における安全対策等を通知しておりますが、最近、このことの徹底が図られていない事例が見受けられ、生徒の安全対策上極めて憂慮する事態が生じています。

ついては、全職員に対し、今一度この通知の趣旨を徹底するとともに、特に、下記事項についての指導を徹底してください。

記

- 1 対外運動競技等の参加は、原則として公共交通機関を利用すること。
- 2 学校長は、止むを得ず顧問等が、白家用車、レンタカーなどを使用しなければならない場合は、必ず事前承認を行うこととし、次の事項を徹底すること。
 - (1) 交通法令を守ること。
 - (2) 安全運転に細心の注意をはらうこと。
 - (3) 使用車両の保険契約状況や運行時間・距離などを把握し、必要な安全指導を行うこと。
- 3 部活動顧問が、保護者や部活動関係者等の車を借り上げて運転し、生徒を同乗させることがないようにすること。

〔参考〕

- ・ 関係写し別添（省略）